

審 議 結 果

審議会等名称

神奈川県統計報告調整審議会

開催日時

令和2年4月（書面会議）

開催場所

－（書面会議）

出席者【会長・副会長等】

岡部純一【会長】、伊藤匡美【副会長】、
新瀧健一、鈴木健夫、関谷正美、土屋隆裕、平湯直子、山北奈穂子

次回開催予定日

未定

所属名、担当者名

統計センター企画分析課、中村

掲載形式

議事録

議事概要とした理由

審議経過

【諮問案件1「神奈川県における障がいのある方の運動・スポーツ実施率調査」】

各委員からの意見及び質疑は次のとおり。

調査全般に関して

- ・調査実施期間について（諮問案件1-2頁）

（新瀧委員）

コロナウイルス感染拡大状況によっては「当事者団体」の活動が停止、縮小されていることが想定される。その場合、実施期間等を延期するなど柔軟に対応すべきである。

- ・令和元年度調査と令和2年度調査の違いについて（諮問書全般）

（岡部委員）

令和元年度に同様の「神奈川県における障がいのある方の運動・スポーツ実施率調査」

が2年継続研究の1年目として実施されています。これと令和2年度調査との違いは何でしょうか？令和元年度調査実施から明らかになった課題は何であり、それが令和2年度調査にどう生かされようとしているのか説明が必要だと思います。

調査対象及び標本の大きさについて

- ・有意抽出の方法について（諮問案件1-7頁から1-11頁まで）

（鈴木委員）

調査票の諮問案件1-8頁、問1-4「あなたの障害者手帳の種類を教えてください」との質問事項ですが、今回、この調査報告者は、障がい者当事者団体に所属する障がいのある方から有意抽出をする。ということになっています。この件で、調査結果が集計された時に障がい等級に偏りがでないように、有意抽出する段階で何らかの方法を考慮に入れた方がよろしいのではないのでしょうか。問1-4の項目は14までの番号の種類等級が付されていますので、このすべての種類が調査結果に反映出来るような方法が良いと考えますが如何でしょうか。

- ・調査対象者の年齢について（諮問書全般）

（平湯委員）

本諮問案件の調査対象者は、「神奈川県内の障害者手帳保有者」と記載がありますが、調査は何歳以上を対象としているのでしょうか。この調査に自身で回答できる年齢以上でしょうか。「諮問案件1研究報告書」p.5の「2先行調査について」には「東京都の調査は、都内に居住する18歳以上の障がいのある方のスポーツに関する意識を調査し・・・」と記載があり、気になった次第です。

（スポーツセンター）

調査対象者の年齢制限はありません。障がいの種類や程度によっては御本人の回答が難しい場合がありますので代理回答も認めております。

健常者と同様に18歳未満の障がいのある方の運動・スポーツ実施率を把握するのは、県の施策や事業を推進する上でとても重要なデータになると考えております。

※推測ですが、東京都が18歳以上という縛りを付けたのは、インターネットによる事前登録されたモニターに対しての調査なので、子どもはモニターとして登録対象外かもしれせん。

- ・障害者手帳を複数所有している方について（諮問書全般）

（土屋委員）

障害者手帳を複数所有している方もおられるため、417,672名は延べ人数ではないかと思えます。重複している方の割合は無視してもよいほどなのでしょう。

（スポーツセンター）

417,672名は延べ人数です。手帳を複数所有している方の割合は、個人情報であり、把握することが不可能であるため、このような記載になっています。統計センターと協議の結果、重複している割合は考慮せず、調査を実施することとなりました。

・調査対象者への調査票の配付方法及び配付数について（諮問案件1-6頁）

（土屋委員）

「各種障害者当事者団体の規模を考慮した」とありますが、具体的にどのような団体に調査依頼を行い、各団体においてはどのような方法で何人の方に調査を依頼されるのでしょうか。

（スポーツセンター）

神奈川県障害福祉課に登録している当事者団体41団体。調査票配付数が1,086名なので各団体の登録者数と障がいの種別で偏りが出ないように振り分けている。

※研究報告書1ページ【調査対象】より

（土屋委員）

1,086名で41団体ということは、団体当たりの平均配付数は26名になると思いますが、団体が小規模の場合には配付数が相当少なくなるのではないかと思います。

「各団体の登録者数と障がいの種別で偏りが出ない」ようにするための方法について、具体的な数値や手続きを挙げて教えていただければと思います。

（スポーツセンター）

配付の偏りについては、障がいの種類を考慮しており、各団体の登録者数は問題としておりません。※すべての団体に登録者数のヒアリング調査を実施しましたが、正確な登録者数を把握できていない団体が複数あったためです。小規模の団体もありますが、配付数を下回らないことは確認してあります。

また、統計センターにて行われた複数回の相談でも了承を得ております。

・標本の大きさについて（諮問案件1-6頁）

（土屋委員）

予算の関係もあると思いますが、特に問2-2以降とのクロス集計を行おうとしたとき、326人という標本の大きさは小さいのではないかと思います。

どのような根拠で算出されたのでしょうか。

（スポーツセンター）

諮問案件1-6頁の「5 抽出手法」に基づき標本の人数を決めている。

（土屋委員）

326人という数値を算出した具体的な計算式を教えていただければと思います。問2-1では運動・スポーツの有無によって、その後の質問を振り分けています。運動・スポーツの実施率が例えば10%などであれば、問2-2以降の回答者は30名程度となってしまいます。

諮問案件1-11頁では、問2-2以降の問いと年齢や性別・障がいの種類などとのクロス集計を行うこととなっていますが、問2-2以降の問の回答者は326名よりも確実に人数は少なくなるわけですから、クロス集計が行えないのではないかと気にしています。

（スポーツセンター）

県の統計マニュアルに記載されている計算式を活用しております。数式詳細は統計センターから情報を頂きますようお願いします。また、調査の信頼度について疑問がある場合には、すべての県統計調査の信頼に係る問題ではないかと思いますので、こちらも統計センターに御確認をお願いします。

なお、調査票の予想回収率を30%（一般的な調査に適用と統計センター助言）としてありますが、今回の調査では事前に障がい者当事者団体様への協力依頼を複数回行っております。個人的、統計相談においても回収率については30%を上回ると考えています。

問2-2以降のクロス集計については調査結果の2次利用を促進するために設問毎に一覧表を作成する予定です。回答数が少ない項目があっても実態を反映した価値のある数字だと考えています。作図するかどうかについては、回答数が極端に少ない場合には検討させていただきます。

都道府県単位での障がいのある方の運動・スポーツ実施率調査（統計調査）は全国で初めてとなります。何卒御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

- ・標本の大きさ及び回収率について（諮問案件1-6頁）

（土屋委員）

1,086名というサンプルは必ずしも大きくはなく、有用なクロス集計を行うためにも、高い回収率が求められます。そのため障がい者当事者団体には十分な協力要請を行っていただく必要があると思います。また、性別・年齢層に偏りが生じないような工夫も必要と思います。

調査票の内容・記入について

- ・視覚障がい者の回答方法について（調査票全般）

（伊藤委員）

回答者の対象には視覚障害者も含まれるようである。極端な例として、大人の全盲のかたが回答者となった場合、どのようにこの調査票に回答することを想定しているのか。点字版があるのか、誰かがアシストすることを前提としているのか。

- ・代理回答の可否について（諮問案件1-7頁）

（土屋委員）

障がいによっては障がい者ご自身が自記式では回答できない場合もあると思いますが、そのような場合には代理回答を認めるのでしょうか。

（スポーツセンター）

はい認めます。

- ・代理回答に係る工夫について（諮問案件1-7頁）

（土屋委員）

障がい者本人が記入できない場合には、代理記入を認める旨の説明がある方がよいと思います。さらに記入者は障がい者本人か代理記入者か、代理記入を行った場合には、障がい者本人から得た回答をそのまま記入したのか、障がい者について代理記入者が知る範囲で記入したのかといった設問が必要と思います。設問中の「あなた」とは障がい者のことであり、代理記入者のことと誤解されないような工夫も必要と思います。

- ・問2-1以降の誘導について（諮問案件1-8頁、1-10頁）

(岡部委員)

以下の誘導はどちらかというとうわかりにくいと思いました。つまり、

問2-1

1. 行っていた→問2-2から問2-5までと問2-8をお答えください。
2. 行っていない→問2-6から問2-8までをお答えください。

とありますが、

1. 行っていた→問2-2から問2-5までをお答えください。
2. 行っていない→問2-6から問2-7までをお答えください。

として、問2-8は問3として独立させ、問2-7と問3の間を1行あけたほうがすっきりするのではないかと思います。あくまで参考まで。

- ・問2-1以降の誘導について（諮問案件1-8頁、1-10頁）

(関谷委員)

問2-1については、次にどの設問に行くかわかりづらいので、記号を使って誘導するとか色で区別するとかしてはどうか。

問2-1 行っていた	→	問2-2～問2-5・問2-8	☆へ
行っていない	→	問2-6～問2-8	※へ

☆問2-2	※問2-6
☆問2-3	※問2-7
☆問2-4	※問2-8
☆問2-5	
☆問2-8	

- ・「障害者手帳取得年齢」の設問の目的について（諮問案件1-8頁）

(平湯委員)

本諮問案件の調査目的は「県立スポーツセンターが障がい者スポーツ推進拠点として事業を効果的に運営するための基礎資料とする」とありますが、問1-5の「障害者手帳取得年齢」は直接的に必要な設問でしょうか。どのような意図があり設定した設問なのか気になりました。

(スポーツセンター)

障害者手帳取得年齢については、取得した年齢を問うことで中途障がい者かどうか、発症年齢や障がいの種類等を把握できます。

中途障がいの方全体の人数や年齢等に加え、運動・スポーツ実施状況を把握できれば、広報先（ターゲット）が絞られ、パラスポーツ推進事業やパラアスリートの発掘事業等が、より効果的に展開できると考えています。

- ・問2-3の選択肢について（諮問案件1-9頁）

(新瀧委員)

添付の研究報告書6頁問4では「わからない」という選択肢があり5.1%の回答がある。本

設問では「わからない」は不要か？

- ・問2-8の選択肢8について（諮問案件1-10頁）

（新瀧委員）

「県内の」は不要ではないか？（ほかの選択肢では神奈川県と限定していない）

- ・問2-2以降の案内文について（諮問案件1-9頁、1-10頁）

（伊藤委員）

調査票中に、[~~~~を行っていた方にお伺いします]という文言があるが、この部分だけ他とはフォントを変えたり、太字にしたりするほうが、目に入りやすいと思う。

- ・介護介助等をする方々の意見について（調査票全般）

（鈴木委員）

調査票全般についてのご質問ですが、このことは各障がい者の等級程度にもよると思いますが、障がい者が日常生活を送る上で介護や介助の手助けが常時必要になる方々もたくさんいらっしゃる、障がい者本人ではなかなか意思疎通や意思表示をすることが困難な人もいらっしゃると思いますので、障がい者に直接接している介護介助等をする方々の意見を何らかの方法によってこの調査票に盛り込んでいただけたらより正確な特徴がつかめるのではないのでしょうか。

集計方法について

- ・クロス集計における年齢について（諮問案件1-11頁）

（新瀧委員）

一般のスポーツ実施率調査においては、学生・生徒か否かによって実施率が大きく異なる（学校における体育の有無に起因）。障がい者においても、同様と考えられるため、次の2つのうちいずれかを検討する必要性を感じる。

1. 問2については年齢クロス（5歳階級でなく10歳刻み程度にカテゴリ統合）の結果を併記する
2. フェイスに相当する問1をすべて年齢クロス（同上）集計する。

各委員の意見を共有したうえで、事務局より各委員あて、「諮問依頼課が委員意見を十分検討し必要に応じて審議会会長に報告するという条件とした調査実施の可否」及び「答申を審議会会長に一任することの可否」について確認したところ、全会一致で了承が得られた。

【諮問案件2「県民歯科保健実態調査（幼児、児童・生徒）」】

【諮問案件3「県民歯科保健実態調査（成人）」】

各委員からの意見及び質疑は次のとおり。

調査全般に関して

- ・調査実施期間について（諮問案件2-2頁）

（新瀧委員）

コロナウイルス感染拡大状況によっては、実施期間等を延期するなど柔軟に対応すべきである。

- ・調査期日について（諮問案件3全般）

（土屋委員）

調査期日は6月15日から10月31日のうち1日となっていますが、どのように1日を決めるのでしょうか。

（健康増進課）

調査は、初診または再初診で歯科医院を受診された日に調査を行いますので、調査機関の間のいずれか一日という記載をしております。

（土屋委員）

また調査内容は、いずれも季節性がないものと考えてよろしいでしょうか。

（健康増進課）

季節性はないと考えております。

- ・歯科医院の先生への依頼について（諮問案件3全般）

（関谷委員）

歯科医院の先生は忙しくて協力を依頼するのは難しいのではないかと。

- ・前回調査結果の結果及び費用対効果等について（諮問案件2及び3の前回報告書）

（鈴木委員）

前回報告書2頁（7）政策への反映ですが、これは、「神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画」の中間評価等に活用する、とありますが、前回調査結果がどのような評価され、新たな指標や様々な市歯科保健の課題に対してどのように反映されましたでしょうか。また1,737千円の経費が使われていますが、充分効果があったかどうか、費用対効果の面でもお知らせ下さい。また、報告書では、調査の概要をはじめ調査結果の概要、集計結果表と3つに分かれています。要因分析が部分的に記載されているのが見受けられますが、どこかでまとめて総括的な評価として記載されたほうが分かりやすいと感じました。

（健康増進課）

本調査は「神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進条例」第12条に基づいて実施される調査です。また、同条例の11条に基づいて「神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画」が策定されており、現在制定されている計画は平成25年度から令和3年度までとなっております。前回28年度の実態調査と今回実施する予定の調査結果を踏まえて、次期推進計画を令和4年度開始までに策定することにしておりますので、現段階で費用対効果についての評価は困難です。ですが、一般的にこれだけの人数の歯科健診を実施する費用としては格

安であると考えております。

- ・問い合わせ先の表記について（諮問案件2-4、5、6頁）
（新瀧委員）

URL表記のみでなく、QRコードの併記も検討したほうがよいと考える。

調査対象及び標本の大きさについて

- ・幼児・児童・生徒の調査の標本の大きさについて（諮問案件2-2頁、諮問案件2-15頁）
（岡部委員）

私の感覚からすると、調査対象者32,700人というのはかなりの規模の調査です。市町村あるいは学校関係者等の調査負担はかなり大きいでしょう。それにもかかわらずこれだけの調査対象サンプルを必要とする理由は何なのでしょう？

「神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画」の評価等を行うためにそれだけのサンプルが必要なのでしょうか？もっと少ないサンプルだと何が不都合なのでしょう？『平成28年度県民歯科保健実態調査(成人)報告書』(10頁)には、「神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画」の目標値・歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の目標値の一覧表等があるので、大きなサンプルを使って何か精密な計算をしようとしていると推測されるのですが、『平成28年度県民歯科保健実態調査(幼児、児童・生徒)報告書』にはそのような情報が掲載されていません。本当に32,700人も調査サンプルが必要なのか、その理由が分かりにくいです。

- ・3歳児の対象者の抽出方法及び集計について（諮問案件2-2頁）
（土屋委員）

3歳児は住民基本台帳から抽出とありますが、具体的にはどのような手続きで6,000名を抽出し、集計はどのように（単に回収標本における割合等を算出するのか、母集団推定を行うのか）行う予定でしょうか。

（健康増進課）

母子保健法に基づく3歳児健診の実施主体である市町村に、今年度受診対象となっている住民の抽出を依頼します。本調査に参画していただく市町村は基本的に県内全市町村で、地域偏在が出ないように調査期間等を調整します。集計は、基本的には回収標本における割合等の算出ですが、クロス集計も行っております。

（土屋委員）

神奈川県の3歳児は全体で7万人程度と思います。ここから対象となる6,000人は住民基本台帳上で無作為に選ぶのか、あるいは市町村ごとに、ある特定の何日かに健康診査会場に会場に来場した人とするのかといった具体的な手続きを教えてください。

（健康増進課）

7万人を単純に12で割ると5800人くらいです、ですので、例えば8月に法定健診を受けた3歳児が対象といった具合に抽出する予定でおります。ただ、毎月均等に受診されることもないと思うので、その辺りは事前に市町村のご意見を伺いながら調整する予定でおります。

- ・5歳～高校1年生の調査票の集計等について（諮問案件2-2頁）

（土屋委員）

5歳～高校1年生は学校保健統計調査対象となっている学校とありますが、対象となった学校に在籍する当該学年の全児童・生徒が対象でしょうか。

（健康増進課）

ご指摘の通りです。

（土屋委員）

また、集計はどのように行う予定でしょうか。

（健康増進課）

集計は調査票を学校から県に送ってもらい、その後のデータ入力や解析・分析は外部業者に委託する予定であります。

（土屋委員）

学校保健調査の対象校は、大規模校ほど選ばれやすくなっていますので、そのまま単に数を数えるだけだと、大規模校の結果の影響を受けやすくなってしまいます。そのような歪みに対処する形で集計を行う予定なのか、単に数を数えるだけの計を行う予定なのかをおうかがいしていました。

（健康増進課）

単純に集計をするだけですので、県全体としてはご指摘の通り大規模校の結果が大きく影響してしまうことは否定できません。しかしながら、地域ごとに集計しなおして評価をするので、地域による傾向は見落とさないようにしたいと考えております。

- ・成人の調査の標本の大きさについて（諮問案件3-2頁、3-12頁）

（岡部委員）

調査対象者6,000人もかなりの大規模サンプルと思われます。もっと少ないサンプルだと不都合な理由は何なのでしょう？

- ・成人の調査の標本の大きさについて（諮問案件3-2頁）

（新瀧委員）

前回報告書1頁をみると、今回は5,000人であったようだが、6,000人に増やす意図は何か？

- ・成人の調査の年代別のサンプル数について（諮問案件3-2頁）

（平湯委員）

成人の年代別サンプル数はどのように決めていますでしょうか。実際の人口構成比などを反映させているのでしょうか。

（健康増進課）

年代別のサンプル数は設定しておりません。しかしながら、前回調査でも概ね各世代で均等に調査はできております。世代によって偏りが出てくるようであれば、対策を講じなければいけません。今回はこのままやりたいと考えています。

- ・成人の対象者の選定方法について（諮問案件3-3頁）

（土屋委員）

実施要領に「調査にあたっては、対象者の県内地域バランスを考慮して実施」とありますが、具体的にどのように考慮されるのでしょうか。

（健康増進課）

特定の地域に調査対象者が集中したりすることのないように、委託先である神奈川県歯科医師会が県内各地域歯科医師会に調査協力を依頼し、あらかじめ地域偏在が生じないように調整します。

- ・成人の調査対象者の配分について（諮問案件3-3頁）

（土屋委員）

アの調査対象者が約5,000人、イの調査対象者が約1,000人となっていますが、この配分の根拠はどのようなものなのでしょうか。

また集計はどのように行う予定でしょうか。

（健康増進課）

アについては、前回と同等の調査対象数を確保しないと比較が困難となるので、前回と同数で設定しています。イについては、アは歯科医院に通院が可能な方に限定されてしまうため、在宅の方も対象に入れるためです。1,000という数については、解析に耐える最低母集団数を100と定義し、男女（2）×要介護度（1～5）×100で、1,000人とおいています。

データ入力・解析については、外部業者への委託を予定しております。

（土屋委員）

イの調査対象者は通院が困難ということは、アの調査対象者と比べて、健康状態はあまりよくないのではないかと想像しています。調査票の問4や問5には現在の健康状態を尋ねる質問がありますが、アの対象者の回答とイの対象者の回答を単に合算するだけですと、アとイの数の配分方法によって、問4や問5の結果が変わってきてしまうのではないかと思います。

例えばイの調査対象者数を多くするほど、健康状態は悪く運動していないという結果になるのではないかと思います。そのためアとイの配分根拠と、アとイをどのように組み合わせ集計されるのかをおうかがいしていました。

（健康増進課）

ご指摘の通り往診の方は通院できない何かしらの理由があるはずですので、問4や5の回答は健康状態が良くない方向に集約されることが予想されます。

当課としましては、通院されている方と往診の方の健康上の相関を検討するのではなく、口腔機能（咀嚼や嚥下）との相関を検討したいのであり、母集団をあらかじめ通院と往診で分けておきたいということでもあります。なお、28年度調査においても、1,500人程度は65歳以上の方であり、イを1,000人にしておけば概ね同じ年齢層で、通院と往診で比較検討できるかと予想しております。

調査票・検診票の内容について

- ・調査票のルビについて（諮問案件2-4から14頁まで）
（新瀧委員）
今回調査から調査票の漢字にすべてルビがふられているが、カタカナに平仮名ルビは必要か？
- ・中高生及び成人の調査票のルビについて（諮問案件2-13頁、諮問案件3-8頁）
（新瀧委員）
ルビに関して、中高生分及び成人は不要ではないか？
- ・「噛みごたえのある食べ物」の具体例について（諮問案件2-7頁、2-9頁）
（関谷委員）
具体的な食べ物例について、3歳児・園児があまり食べない物が多いと思います。
- ・設問9の歯磨き習慣を問う設問について（諮問案件2-7頁）
（新瀧委員）
前報告書の16頁表1-11、34頁表2-11をみると、「不明」が多い点が気になる。非常に重要な設問であることから、9-1を「毎日みがく場合の回数を教えてください」という形の別建てとして見たらどうか？（園児、小4、中高生も同様）
- ・誤解のないレイアウト等について（諮問案件2-7頁）
（土屋委員）
選択肢の番号はカッコで囲わない方がよいと思います。設問の番号の前には「問」を付けたほうがよいと思います（「問13～」などという表現があるため）。設問4-1は食べ物例に挙げられている食べ物にマル印をつけるかもしれません。誤解のないようなレイアウトデザインに修正した方がよいと思います。設問10-1は、設問10のどちらの選択肢を選んでも回答するため設問11としてはどうでしょうか。設問15-1の質問文の「むし歯」は「むし歯（治療済みの歯を含む）」とした方が誤解がないと思います。
- ・設問5～8の選択肢の順序について（諮問案件2-9頁）
（平湯委員）
選択肢の順を揃えた方がよいと思います。例えば、Q6のように、「習慣はありますか？」→「ある」から「ない」の順に選択肢を並べた方がよいです。そのため、Q7は「食べますか？」→「毎日食べる」・・・「ほとんど食べない」の順、Q8は「飲みますか？」→「毎日飲む」・・・「ほとんど飲まない」の順となります。Q9はこのままで大丈夫です。
- ・設問6の選択肢について（諮問案件2-9頁）
（平湯委員）
Q6の選択肢は、検討されたほうが良いように思います。答えにくい感じがします。「つ

けるがあまり見ていない」が中途半端な感じがします。Q7やQ8に合わせると、「よくある」「時々ある」「ほとんどない」はいかがでしょうか。

- ・小4・中1・高1の調査票について（諮問案件2-11頁から2-14頁まで）

（平湯委員）

園児の設問にあるQ4、Q5、Q6は必要ないのでしょうか。とくに昨今、園児Q6の内容は全世界において重要となるのではないのでしょうか。

- ・調査票の項目について（諮問案件2-7頁から2-14頁まで）

（鈴木委員）

実態調査票の内容について（幼児・児童・生徒「3歳児、園児、小学4年生、中学1年生・高校1年生」）伺います。各項目が設定されていますが、追加項目として以下の2点の追加を取り入れたら如何でしょうか。

※お子様は、食事の時1人きりで食べることがありますか。

※お子様が食事にかかる時間は、朝、昼、夜ともどの位の時間をかけていますか。

理由

現在、共働き家庭が多くなってきている状況を踏まえ、食事をするときの背景や咀嚼とも密接に関連する食事時間等の把握も要因分析を行う上で非常に重要な部分を占めると考えられるため、追加項目を取り入れたら良いと考えます。

- ・諮問案件3-7頁

（平湯委員）

成人は歯科医師が記載する「成人検査票」がありますが、健全歯数、処置歯数などは良いと思うのですが、「A歯の状況（歯一本一本の状況）」これは必要な情報なのでしょうか。調査の目的に「成人の歯科保健の実態を把握」「県民の健康増進の推進に役立てる」とありますが、このような詳細な情報はどのように役立つのでしょうか。歯科医師の記入労力を考えますと、よほどの有効活用が必要と思われれます。

（健康増進課）

この手の行為は「歯式をとる」と言いまして、歯科では日常的に行われているものです。大きな負担となるとは考えておりません。また、数をカウントするだけにしてしまうと、例えば前歯の端っこが少し欠けるだけの状態と、虫歯で歯茎の上がごっそりなくなった状態も同じ「未処置歯」となってしまいます。よって、口の中の状態を記録するのであれば歯式でないとわからないと考えます。

- ・設問3のルビについて（諮問案件3-8頁）

（新瀧委員）

「とし」でなく「さい」ではないか？

- ・設問4の選択肢6について（諮問案件3-8頁）

(新瀧委員)

現在の状態を本人に尋ねているのだから、「忘れた」は不要ではないか？

- ・設問11の表示形式について（諮問案件3-9頁）

(平湯委員)

設問文をQ10と同じような表示形式にしたらいかがでしょうか。

11顎関節症の治療を受けたことはありますか。

1 ある 2ない 3わからない（不明）、意味がわからない

↓

11-1 どのような治療を受けましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。 1 スプリント・プレート等の装着 2リハビリテーション 3それ以外
--

- ・設問13の選択肢10について（諮問案件3-9頁）

(新瀧委員)

前回報告書7頁をみると、前回は「矯正治療」だが、「歯科矯正」に変更する意図は何か？

- ・設問17の選択肢について（諮問案件3-10頁）

(平湯委員)

選択肢1「うける」→「受ける」（Q12の選択肢5の表記に合わせた方がよいです。）

- ・設問19の選択肢について（諮問案件3-10頁）

(土屋委員)

回答方法は、基本的に数字にマルを付けてもらう方式ですので、問19も「ア」「イ」「ウ」にマルを付けてもらうのではなく、選択肢の記号は数字にした方がよいと思います。対象となる言葉を列挙するときに「ア」「イ」「ウ」等を使うのはどうでしょうか。

集計方法について

- ・クロス集計表の項目について（諮問案件2-16頁）

(鈴木委員)

クロス集計表の口腔機能欄に食事に係る時間を追加挿入したら良いと考えます。これも要因分析として考えられるため。

- ・クロス集計表の記載について（諮問案件2-16頁）

(伊藤委員)

斜線の左側の部分の「●」は必要ないのでは、と思う。
理由は、斜線右側上部の「●」と同じ内容であるため。

事務局より各委員あて、「諮問依頼課が委員意見を十分検討し必要に応じて審議会会長に報告するという条件とした調査実施の可否」及び「答申を審議会会長に一任することの可否」について確認したところ、全会一致で了承が得られた。

【諮問案件4「神奈川県廃棄物総合実態調査」】

各委員からの意見及び質疑は次のとおり。

調査全般に関して

- ・委託業者への委託について（諮問案件4-3頁）

（土屋委員）

調査内容が専門的であり、調査票の審査においても専門知識が必要なことから、委託業者の選定に当たっては適格性に十分配慮してください。また、委託業者には、神奈川県と密に連絡をとれる体制をとった上で、対象事業所からの問合せに的確に回答できる仕組みを設け、未回答事業所に対しては督促を行うなど回収率を上げる工夫を求める方がよいと思います。そのため業者への委託内容には、「対象事業所からの問合せ対応」、「回答の督促」、「調査票の審査」を明示的に含めた方がよいと思います。

- ・実施要綱の内容について（諮問案件4-3頁）

（岡部委員）

少し要領のえない実施要綱です。調査票が形式-1から形式-7までありますが、それをどういう基準で各事業所に割り振るのか不明だからです。

- ・前回調査からの改良点について（諮問書全般）

（岡部委員）

今回の調査が、前回平成22年度調査のどこを改良したのか、何か改良点があれば知りたいです。

- ・資源循環政策への活用について（諮問書全般）

（平湯委員）

目的に「神奈川県廃棄物処理計画の改定のための基礎資料を得ることを目的とする」とあり、基礎データという位置づけと思われそうですが、調査票の回答にあたりかなりの労力が必要となる調査と思います。5年に一度とのことですが、過去の調査結果が神奈川県の資源循環政策においてどのように活用されているのか、その有効性が明らかであることが大前提の調査と思います。

各設問において、特に修正をお願いしたい等の意見はございません。

調査対象及び標本の大きさ並びに集計方法について

・調査対象業種について（諮問案件4-5頁）

（鈴木委員）

調査対象業種として、日本産業分類の中から除外されている業種がありますが、これはどのような理由からなのでしょう。

（資源循環推進課）

国が策定した産業廃棄物排出・処理実態調査指針改訂版の中に記述の内容をベースにしつつ、過去の調査などを勘案しているため。

・層別の抽出計画の内容について（諮問案件4-33頁）

（岡部委員）

層別抽出の抽出計画がありますが、どういう根拠でこれだけの数の事業所が選ばれたのか不明です。

・抽出率・報告者数・集計方法等について（諮問案件4-33頁）

（土屋委員）

従業員規模によって抽出率が異なりますが、集計はどのように行う予定でしょうか。

（資源循環推進課）

ある従業員区分を $x\%$ で抽出した場合には、推計値はその標本の合計を $100/x$ 倍して推計します。

例) 5人から29人の区分を10%で抽出した場合、

推計値は、その標本の合計を10倍にして推計

（土屋委員）

報告者数の根拠はどのようなものでしょうか。

また回収率はどの程度を予想されているでしょうか。

（資源循環推進課）

予算と過去の調査の実績を考慮して決定しています。

前回調査（H22）では、1回目で50%程度の回収率で、督促を行い60%程度の回収率となりました。したがって、今回の調査についても60%程度の回収率を目標としています。

（土屋委員）

回収率が60%ですと、抽出率が10%であっても実際の回収数は、両者をかけて6%になってしまうと思います。そのため、集計は100/6倍すべきなのではないか。

（資源循環推進課）

ご意見の通り、抽出率が10%である時、回収率が60%を想定した場合には、実際の回収数は6%となります。したがって、その時の推計値は100/6倍することになります。

（土屋委員）

過去のどのような実績から例えば6%の回収数でよいとされたのか。

（資源循環推進課）

抽出率については、過去の調査をベースに検討いたしました。しかし、前回調査の際にどのような抽出率を設定したかについては、当時の担当から聞くことができなかった

たが、事務所の割り振り方から、なるべく2桁以上は取れるようにしていると推測されま
す。

全体の構造を把握したいところではありますが、規模が小さい事業所がどこまで回答して
くれるかわからないため、様子を見ることとして、なるべく全体として量を捕捉できるよ
うな抽出率に設定しております。

調査票の内容について

- ・被調査者にわかりやすい調査票設計について（諮問案件4-6頁）

（岡部委員）

細かいことですが、ここで「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」の定義が明確でな
いように思います。諮問案件4-4頁には事業系一般廃棄物とは、「①食品廃棄物②食品ロ
ス③紙おむつ」とありますが、形式-1その1のような調査票を渡された回答者はその意味
がにわかにはわかり兼ねると思います。廃棄物処理業者のような廃棄物処理のプロを対
象とした調査ではなく、一般の事業者を対象とした調査なのだから、被調査者にわかり
やすい調査票設計になっている必要があると思います。

- ・調査票その2の記入等について（調査票全般）

（関谷委員）

それぞれの実態調査「その2」の記入が大変そうです。

事業所に調査に行くと色々の調査が有りすぎると言われる事が多いです。忙しいのに
こんなに細かくは困難だと思います。

調査員調査でも回収が大変なのに郵送調査でどれだけ回収できるのかが問題だと思
います。

- ・城山町・藤野町の記載について（諮問案件4-7頁、4-11頁、4-15頁、4-18頁）

（新瀧委員）

左下の【処理・処分先コード】コード10

平成31年4月1日時点で、「（津久井郡）城山町、藤野町」は存在せず、相模原市に含ま
れるのでコード10は不要だが、調査の連続性の観点で「（旧津久井郡）城山町、藤野町」
を調べる必要があるのか？

- ・災害時の発生・処理・処分等についての項目の調査票への追加について（調査票全般）

（鈴木委員）

この実態調査は、昭和56年以降合計7回実施されていることが県資源循環課のホームペ
ージで掲載されており、平成23年2月発刊の「かながわの産業廃棄物」でその詳細等の分
析が行われています。今回は8回目の調査ということで、対象期間が平成31年4月1日から
令和2年3月31日の1年間の期間となっています。

さて、この調査目的は廃棄物の発生、処理、処分等の状況を総合的に調査するという
ことが目的として掲げられていることから、実態調査票を拝見すると通常業務における
調査と見受けられます。昨今は災害や水害等が全国で発生し、神奈川県においても昨年

10月に台風19号による甚大な被害を受けました。特に箱根町は一日の雨量が歴代1位となるなど、住家被害も甚大なものとなりました。それに伴い、倒壊家屋やさまざまな廃棄物が多く発生するなど、災害時の特殊な事情が生じております。また、広域的な地震災害においても他県からの廃棄物処理を受け入れることもあります。このようなことからこの調査票になんらかの形で災害時の発生、処理、処分等を反映したほうがより適切な調査票となりこの調査目的を達成することができるのではないのでしょうか。

事務局より各委員あて、「諮問依頼課が委員意見を十分検討し必要に応じて審議会会長に報告するという条件とした調査実施の可否」及び「答申を審議会会長に一任することの可否」について確認したところ、全会一致で了承が得られた。

会議資料

統計センターで閲覧できます。